

# 質 問 書

2023年3月30日

「全世界外国人在送出し国の教訓に関する情報収集・確認調査(QCBS) (国内業務主体)」  
(公示日:2023年3月15日/調達管理番号:22a00846)について、質問と回答は以下の通りです。  
番号に黄色ハイライトは第2回目分の質問回答です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	11頁 第3条 調査の目的と範囲 1. 調査の目的	特記仕様書では中国に関する労働移動の現況調査が強調されているが、調査の目的はあくまで諸外国からの人材の受入れに関する改善策の提案にあると考えて差支えないか。	第3条 1.に記載した①～③の中で優劣をつけるとすれば、ご指摘のとおり、③が重要になってきます。
2	12頁 第3条 調査の目的と範囲 2. 調査の範囲 (1)実施方針	中国における、あるいは、中国に関する調査と、中国以外に関する調査の間における作業の配分目安はあるか。 あくまでも中国関係がメインであり、すくなくとも過半の比重をかけるということか。あるいは、(調査の進捗に応じ)日本の労働者受け入れ政策の改善策を抽出するために、中国以外の事例(特に今後増加が見込まれる国における事例)において、より多くの有益な学びがあるという認識に至るならば、そちらに重点を置くということでも差し支えないか。もしくは、(今後減少が予想されている)中国からの受け入れをこれからも維持し、あるいは増やしていきたいので、そ	明確な目安はありませんが、中国関係をメインに想定しています。 中国の労働移動に着目する理由については、第2条 2.に記載しました。本調査では、他の送出し国に重点を置くことは想定していませんが、例えば「中国→日本」の労働移動に関するノウハウ・好例が、「他の送出し国→日本」でも適用されているといった仮説があり、それを検証するために他の送出し国での現地調査も提案されたいということでしたら、既定の人月の範囲内での工夫として、プロポーザルにてご提案願います。

		のための改善策も同定したいという含意があるのか。	
3	<b>12頁</b> 第3条 調査の目的と範囲 2. 調査の範囲 (2)対象地域 ③周辺国	本調査の対象地域③周辺国については、「フィリピン、インドネシア、ラオス、ベトナム等およそ主要な 10 カ国」とあるが、この 10 カ国は、中国と労務協力関係を締結している国、または、17 頁記載の ODA を活用した外国人材の受入れ・共生に係る施策案を検討する対象国として挙げられているアジア諸国から選定するという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
4	<b>13頁</b> 第4条 調査実施の留意事項 2. 留意事項 (2)中国から日本への人材受入れの改善策における施策検討(ポスト対中 ODA)	対中国ポスト ODA としての外国人材受入れ、これにともなう日中間の人的アセットの維持、日中関係の継続を検討する場合、JICA による主体的な活動(つまり ODA)であっても中国側が直接的な供与対象でなければ問題ないと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
5	<b>15－16頁</b> 第5条 1. 第一段階:机上調査、IC/R (1)基礎情報 3)他国から中国への労働移動 4)中国国内の労働移動	中国への労働者の受け入れや中国国内の労働移動についての調査の比重をどの程度求めるのか。(日本の労働者受け入れ政策の改善策を提言するという最終目的のために(限られた調査人月で)有意義な事実関係を抽出するという観点から、これらについては、極めて限定的な調査を行うということでも差し支えないか。)	ご理解のとおりです。
6	P.13 2. 留意事項 (1)ローカルリソースの活用と現	「業務量の目途(現地:3.00 人月)」とありますが、P.24 2. (2)1)を見ると、現地人月は 2.00 人月が正しいでしょうか。	ご指摘のとおり、現地 2.00 人月が正しいです。失礼致しました。

	地渡航		
7	P.13 2. 留意事項 (1)ローカルリソースの活用と現地渡航	「(特殊備人費(一般業務費)の活用は想定しておらず、業務量の目途(現地:3.00 人月)の一部での活用を想定している。)」とありますが、業務従事者としての配置が難しい場合、特殊備人費を活用することは認められるでしょうか。また、通訳備上費の活用は可能でしょうか。	ご記載いただいたような形での見積計上は可能です。(なお、通訳備上費は本邦から同行するように指示した人のみを計上します。それ以外は特殊備人費として計上します。)
8	P.13 2. 留意事項 (1)ローカルリソースの活用と現地渡航	「現地渡航は、中国と周辺国 2 ヶ国を想定しており、JICA からの同行も想定され、その場合、対処方針説明や報告会についても協働することになる。」とありますが、これは現地政府機関等への説明や報告という理解でよろしいでしょうか。 また、P.24 2. (1)3)を確認すると、各国 1 回ずつの渡航が目途と理解しております。中国及び周辺国それぞれについて、1 回の渡航の最初に対処方針説明、最後に報告会を実施することでしょうか。	ご照会頂いた「対処方針説明や報告会」は、(弊機構において)弊機構と関係有識者を対象に、中国及び周辺国をまとめて1回ずつの実施を想定しています。 なお、現地渡航前の対処方針説明は IT/R 報告会、現地渡航後の報告会は DF/R 報告会に代替することができると考えています。
9	P.2 国内業務主体	国内主体案件ですが、海外渡航の際の日当宿泊は、通常の海外渡航の日当宿泊費で積むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	P14.1.(1)有識者や関係団体への問い合わせ	有識者や関係団体への問い合わせで、謝金が発生する場合がありますため、見積もりに含めることは可能でしょうか。また、その場合は、別見積という理解でよろしいでしょうか。	謝金が発生する場合は上限金額の範囲内に謝金等を含めてください。その場合、ご提案(有識者や関係団体への問い合わせ)は、技術評価の対象に含まれます。

			上限額を超過する場合には、言及いただいているとおり、別提案とし、別見積りに計上して頂くことも可能です。別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。
11	P.17 補足：聞き取り調査について、統計上有意なサンプル数のデータに基づく定量分析	定量分析を提案する場合、本説明書第 3 章で記載されている人月での対応がむずかしいことが想定されます。その場合、再委託は可能でしょうか。また、その際別見積りに計上との理解でよろしいでしょうか。	本調査では、再委託は想定していません。業務量の目途として提示している人月を参考にしつつ、上限額の範囲内で行える調査方針をプロポーザルに記載してご提案願います。併せて、必要に応じ、追加の定量分析について、別提案・別見積りを提案願います。
12	P.17 補足：聞き取り調査について、統計上有意なサンプル数のデータに基づく定量分析	統計上有意なサンプル数について、第 1・2 段階の調査結果を踏まえて、定量調査で分析する切り口が固まると理解しているところ、対象者在留資格や対象地域数などにより、必要サンプル数が異なってくると理解しております。想定すべき、サンプル数や予算上限などがあればご教示ください。	ご照会頂いた「サンプル数や予算上限」について、指定はございません。 p.17 脚注に記載のとおり、現時点で想定される方針をプロポーザルに記載してご提案願います。
13	P.17 「外国人労働者の多い主要業界ごとに整理・分析する」	「外国人労働者の多い主要業界ごとに整理・分析する」とありますが、「中国人労働者」の多い主要業界との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	P.17 「外国人労働者の多い主要業界ごとに整理・分析する」	「主要業界」について想定されている業界はございますでしょうか。	想定している業界は、ありません。各種統計情報から導き出して頂ければと考えます。

15	P.17 「外国人労働者の多い主要業界ごとに整理・分析する」	「労働者の多い主要業界」と第4条2(2)記載の「環境・省エネを含むグリーン経済や、医療・介護・ヘルスケア等のセクター」とは必ずしも重ならない可能性がございますが、この場合、労働者の多さにかかわらず、後者も見据えた調査を行う認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。 IC/R、IT/Rをまとめる際に、具体的なデータが判明してくると思われるので、その際詳しく議論させて頂きたいと考えています。
16	P.16 1. (2)IC/R について発表する P.18 2. (5)IT/R について発表する P.18 3. (4)DF/R について発表する	報告会は、オンラインでの実施と理解してよろしいでしょうか。また、想定する参加者数をご教示いただけますでしょうか。	オンラインでもハイブリッドでも構いません。 参加者数は未定です。(IC/R、IT/R については10名程度を想定していますが、最後のDF/Rについては弊機構内でも参加者を募り、より多数になる可能性がございます。)
17	P.16 1. (2)IC/R について発表する P.18 2. (5)IT/R について発表する P.18 3. (4)DF/R について発表する	報告会等に特定の有識者に出席をお願いする場合、謝金が発生するかとと思いますが、別見積りに計上するという理解でよろしいでしょうか。	謝金が発生する場合、上限金額の範囲内に謝金等を含めて計上ください。その場合、ご提案(報告会等への特定の有識者に出席)は、技術評価の対象に含まれます。 上限額を超過する場合には、言及いただいているとおり、別提案とし、別見積りに計上して頂くことも可能です。別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。
18	13 頁 2. 留意事項 (1)ローカルリソースの活用と現地渡航	当方、某日本法人のみを共同企業体として考えており、その某日本法人の100%子会社である中国現地法人のスタッフ(評価対象外)の活用を考えておりますが可能でしょうか？ 可能でない場合、スタッフ(評価対象外)でも中	日本法人の100%子会社である中国現地法人のスタッフの活用を考慮されることについては、当該スタッフは(共同企業体となる)日本法人の「専任の技術者」とはなりません。 については、ご提案のとおり中国現地法人を共同

		国現地法人を共同企業体構成員としなければ ならないと理解いたしますが(念のため)合っ てますでしょうか？	企業体構成員とされることに加え、中国現地法 人から補強として業務従事者を提供いただくこと や、特殊傭人として参加いただくことが可能と考 えます。
19	13頁 2. 留意事項 (1)ローカルリソースの活用と現 地渡航 並びに 24頁 2. 業務実施上の条件 (2)業務量の目途と業務従事者 数構成案	ローカルリソースとして中国現地法人のスタッフ (中国人)が机上調査を担当した場合、業務量 は現地換算でしょうか？それとも国内換算でし ょうか？	ご指摘の事例の場合については、机上調査 は国内換算の扱いとします(中国現地法人のス タッフの方が中国で業務を行われる際には、日 当や宿泊料をお支払いする必要がないと考えら れるため。なお、現地換算の対象として想定して いるのは、IT/R 更新後の聞き取り調査の実施部 分のみです)。
20	12頁 第3条 調査の目的と範囲 2. 調査の範囲 (1)実施方針 (3)対象機関 ②中国	中国への人材受入れに関連する情報など、中 国側への聞き取りが必要な事項における現地 側との連絡調整・アポ取り等において JICA から どの程度支援、サポートいただける想定でし ょうか？	聞き取り調査時のアポ取りの際に、JICA から のレター送付や同行等、必要に応じて対応いた します。事前によくご相談をお願い致します。

以上